

# 小規模企業設備資金制度

## 小規模企業設備資金制度の概要

### 趣 旨

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を実施する。

### 貸付条件

	設 備 資 金 貸 付 事 業	設 備 貸 与 事 業	
		割 賦 事 業	リ ー ス 事 業
対象者	小規模企業者等（注1）及び創業者（注2）		
貸付・貸与限度額	4,000万円 （所要資金の1/2以内） 創業者・認定企業者の特例 創業後1年以上の創業者 貸付限度額6,000万円 産業活力再生特別措置法による経営資源活用新事業計画・新事業活動促進法による経営革新計画認定企業者 貸付限度額6,000万円 貸付割合2/3以内	6,000万円  創業後1年未満の創業者は、3,000万円	
利子等	無利子	実質金利：3%以下 保証金：10%以下	月額リース料率： （3年リース 約3.0%） （5年リース 約1.8%）
償還期間	7年以内（公害防止施設は12年以内）		
担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要	原則として保証人が必要。担保が必要となる場合もある。	

注1 小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。

- a. 小規模企業者（常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業の場合は5人）以下の事業者）
- b. 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人（小規模企業者を除く。）のうち次の要件を満たすもの
  - ・銀行及び政府系金融機関（国民生活金融公庫、住宅金融公庫及び沖縄開発振興金融公庫を除く。）からの借入金残高が3億円以下であること。
  - ・直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。
  - ・大企業者からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。

注2 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう。

- a. 1月（会社を設立する場合は2月）以内に創業する具体的計画を持っている者
- b. 創業後5年以内の者